

市民活動支援センター運営支援業務に係る仕様書

令和7年2月

角田市

1. 名称

市民活動支援センター運営支援業務（以下、「本業務」という。）

2. 目的

本業務は、令和7年度の市民活動支援センター設置に伴い、運営支援業務を委託するもの。委託にあたり、多様な主体による市民活動のステップアップのための支援や、活動しやすい環境づくりを行うとともに市民活動の推進を図ることを目的とする。

3. 設置場所

角田市役所（総務部まちづくり推進課内）

4. 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

なお、本業務に係る会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

5. 業務の内容

角田市第6次長期総合計画に定める都市像「市民力咲き誇る。角田市🌸」の実現に向け、市民活動支援センターを拠点に、市民活動（市民の自主的かつ自発的に行う営利を目的としない公益的な活動）を行う市民又は団体（以下、「市民活動団体等」という。）を支援し、市民力を発揮できる環境づくりを推進するため、次の業務を実施する。

(1) 市民活動に係る相談及び助言に関する業務

- ・市民活動全般に関する相談及び助言
- ・市民活動に関する助成金における相談及び助言

(2) 市民活動に係る人材の育成及び支援に関する業務（年4回以上）

- ・企画力向上、市民活動団体等の運営能力向上に資する研修会
- ・新たな市民活動団体等の形成を支援する講座

(3) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関する業務

- ・情報誌（A3両面）の編集及び発行（年6回以上）
- ・市ホームページ、SNS等を活用した情報発信（適宜）
- ・助成金情報の収集及び発信（適宜）
- ・市内で活動する市民活動団体等の情報収集及びデータベース化

(4) 市民活動団体等の交流及び連携の推進に関する業務

- ・市民活動団体等との情報交換会、ワークショップの開催（年1回以上）
- ・市民活動団体等のネットワークの構築

(5) 市民活動団体等の法人格の取得に係る支援に関する業務

- ・ 市民活動団体等設立における相談及び助言

(6) その他、市民活動を推進するために必要な業務

6. 業務日

以下の日を除く毎日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

ただし、前述の 5-(4)「市民活動団体等の交流及びネットワークの構築に関する業務、情報交換会の開催」等のような市民対象のイベント等の実施の際は、上記の業務日以外に実施する場合がある。その場合は、市と協議の上、業務日の振替等による対応を取ることができる。

7. 業務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、休憩時間は 1 時間とする。

ただし、受託者及び市の双方が必要と認める場合は、業務時間を変更することができる。

8. 人員体制

- (1) 業務時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）において、まちづくり推進課に 1 名以上配置すること。
- (2) 運営支援業務を遂行するにあたり、十分な能力を有する職員を確保するとともに、利用者への接遇、事業の実施に必要な知識・技術の向上に努めること。

9. 成果品

成果品の仕様は以下のとおりとし、各会計年度において提出すること。

納入期限は、契約締結後に協議のうえ、別途定めるものとする。

- (1) 実施報告書（製本したもの） 2 部
- (2) 電子データ（電子媒体に格納したもの） 1 部

10. その他

- (1) 受託者は、本業務を履行するにあたり、本市と常に密接な連絡を取ること。
- (2) 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本業務で知り得た情報及び本業務に係る内容を他に漏らし、もしくは本業務の目的以外に使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じ、または本仕様書に明記していない事項については、本市と前もって協議を行い、決定し実施すること。